

リースハウス団地整備事業概要



■目的

- ・農家所得の向上と新規就農者の初期投資の軽減を図り、安定的な経営体制の構築を図る。
- ・飯南町振興作物の推進定着と生産・販売量の確保を図り、町内外産直施設や市場への農産物供給量の確保を図る。

■対象者

認定農業者、認定就農者、農業生産法人等

■制度要件

- ・健全な農業経営を営むこと
※農業所得目標…認定農業者:400万円、認定就農者:280万円
- ・収支計画(5年間)の提出、毎年度の農業生産額の報告。
- ・栽培指導など就農者育成にかかる活動が行われること。
- ・振興作物(トマト・メロン・パプリカ)を作付すること。
- ・園芸施設共済へ加入すること
- ・飯南町施設野菜生産組合へ加入すること。
- ・ハウス用地は使用者が確保すること。

●ハウス使用中注意事項

- ・施設を使用して健全な農業経営を営むこと
- ・施設及び施設周辺の適正な管理を行うこと
- ・施設を目的外に使用しないこと

■使用料

- ・ハウス建設に係る標準事業費の1/3について、12年で割って得た額を年額使用料(リース料)とする。
(参考)下赤名パイプハウス (規模:8.0m×40.0m、パイプ外径:38mm)
・1棟当たりハウス使用料:69,000円/年(H27年度ハウス標準事業費:7,823千円/10a ⇒ 217円/㎡)
- (参考)30年度頓原パイプハウス (規模:8.0m×40.0m、パイプ外径:38mm)
・1棟当たりハウス使用料:91,000円/年(H29年度ハウス標準事業費:10,345千円/10a ⇒ 287円/㎡)
- ・自己負担経費
・廃棄物の処分等清掃衛生に要する経費
・電気設備及び給水施設の使用に関する経費
・ハウス被覆資材の更新費用
・天災その他の事由により施設が被害を受けた場合の修繕に要する費用

■使用期間

- ・ハウスが使用できる状況であれば特に定めない(最低12年間)